

茨城県報

号外第 62 号

昭和62年 4 月 9 日

木 曜 日

目 次

規 則

- 職員の給与に関する規則人事委員会及び職員の旅費に関する規則の一部を
改正する規則…………… 1

告 示

- 土地改良区役員の退任（3件）（土地改良事務所）…………… 2
●土地改良事業の工事完了（8件）（ ” ）…………… 3

公 告

- 基本測量の終了（4件）（用地課）…………… 5
●道路位置の決定（3件）（建築指導課）…………… 6

規 則

（人 事 委 員 会）

職員の給与に関する規則及び職員の旅費に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

昭和62年 4 月 9 日

茨城県人事委員会委員長 横 山 隆 徳

茨城県人事委員会規則第 4 号

職員の給与に関する規則及び職員の旅費に関する規則の一部を改正する規則

（職員の給与に関する規則の一部改正）

第 1 条 職員の給与に関する規則（昭和36年茨城県人事委員会規則第 2 号）の一部を次のように改正する。

第54条第 2 号イを削り、同号中ウをイとし、エをウとする。

第55条の 6 第 1 項中「第 7 号まで」を「第 6 号まで」に改め、同項中第 5 号を削り、第 6 号を第 5 号とし、第 7 号を第 6 号とする。

別表第20 中学卒の項第 1 号(1)を次のように改める。

(1) 海員学校（「新中卒」を入学資格とする修業年限 1 年又は 2 年のものに限る。）又は旧海員養成所の卒業者

別表第21中「公共企業体職員」を「旧公共企業体職員」に改める。

別表第22の備考第 7 項第 3 号を次のように改める。

(3) 海員学校の専修科, 司ちゅう・事務科又は専科の卒業者

(職員の旅費に関する規則の一部改正)

第2条 職員の旅費に関する規則(昭和37年茨城県人事委員会規則第4号)の一部を次のように改正する。

第8条第1項第1号中「日本国有鉄道」を「鉄道事業法(昭和61年法律第92号)第13条に規定する鉄道運送事業者」に改める。

付 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則による改正後の職員の給与に関する規則及び改正後の職員の旅費に関する規則の規定は、昭和62年4月1日から適用する。

告 示

茨城県告示第700号

行方郡北浦村大字山田に事務所を置く北浦土地改良区から、次のとおり役員が退任した旨、土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第16項の規定により届出があつたので、同条第17項の規定により公示する。

昭和62年 4 月 9 日

茨城県鉾田土地改良事務所長 黒 澤 重 雄

退 任

住 所	職 名	氏 名	摘 要
行方郡北浦村大字三和95	理 事	河 野 稔	

茨城県告示第701号

真壁郡協和町に事務所を置く井出蛸沢堰土地改良区から、次のとおり役員が退任した旨、土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第16項の規定により届出があつたので、同条第17項の規定により公示する。

昭和62年 4 月 9 日

茨城県下館土地改良事務所長 黒 川 富 雄

退 任

住 所	職 名	氏 名	摘 要
真壁郡協和町大字桑山2979の1	理 事	板 橋 正 夫	

茨城県告示第702号

猿島郡三和町に事務所を置く幸江崎土地改良区から、次のとおり役員が退任した旨、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により届出があつたので、同条第17項の規定により公示する。

昭和62年 4 月 9 日

茨城県境土地改良事務所長 稲 葉 忠

退 任

住 所	職 名	氏 名	摘 要
結城市七五三場1046	監 事	田 中 政 幸	

茨城県告示第703号

昭和48年 2 月 6 日付け農管指令第31号をもつて認可のあつた羽鳥地区土地改良事業については、昭和49年 3 月30日に工事が完了した旨、土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の 2 第 1 項の規定に基づき届出があつたので、同条第 2 項の規定により公告する。

昭和62年 4 月 9 日

茨城県水戸土地改良事務所長 高 橋 直

茨城県告示第704号

昭和49年 3 月 5 日付け農管指令第51号をもつて認可のあつた江戸地区土地改良事業については、昭和50年 3 月30日に工事が完了した旨、土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の 2 第 1 項の規定に基づき届出があつたので、同条第 2 項の規定により公告する。

昭和62年 4 月 9 日

茨城県水戸土地改良事務所長 高 橋 直

茨城県告示第705号

昭和49年10月31日付け農管指令第 308 号をもつて認可のあつた花ノ井地区土地改良事業については、昭和53年 3 月30日に工事が完了した旨、土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の 2 第 1 項の規定に基づき届出があつたので、同条第 2 項の規定により公告する。

昭和62年 4 月 9 日

茨城県水戸土地改良事務所長 高 橋 直

茨城県告示第706号

昭和51年 4 月15日付け農管指令第 172 号をもつて認可のあつた下座地区土地改良事業 について
は、昭和53年 3 月30日に工事が完了した旨、土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の 2 第 1
項の規定に基づき届出があつたので、同条第 2 項の規定により公告する。

昭和62年 4 月 9 日

茨城県水戸土地改良事務所長 高 橋 直

茨城県告示第707号

昭和54年 6 月28日付け農管指令第393号をもつて認可のあつた三箇地区土地改良事業については、
昭和57年 3 月30日に工事が完了した旨、土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の 2 第 1 項の
規定に基づき届出があつたので、同条第 2 項の規定により公告する。

昭和62年 4 月 9 日

茨城県水戸土地改良事務所長 高 橋 直

茨城県告示第708号

昭和57年 4 月28日付け農管指令第 247 号をもつて認可のあつた五里峰地区土地改良事業について
は、昭和58年 3 月30日に工事が完了した旨、土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の 2 第 1
項の規定に基づき届出があつたので、同条第 2 項の規定により公告する。

昭和62年 4 月 9 日

茨城県水戸土地改良事務所長 高 橋 直

茨城県告示第709号

昭和59年10月26日付け農管指令第 398 号をもつて認可のあつた竹原第 2 地区土地改良事業につい
ては、昭和61年 3 月30日に工事が完了した旨、土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の 2 第
1 項の規定に基づき届出があつたので、同条第 2 項の規定により公告する。

昭和62年 4 月 9 日

茨城県水戸土地改良事務所長 高 橋 直

茨城県告示第710号

昭和56年 7 月10日付け農管指令第 421 号をもつて認可のあつた団体営長沢地区土地改良事業につ
いては、昭和61年12月18日に工事が完了した旨、土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の 2
第 1 項の規定に基づき届出があつたので、同条第 2 項の規定により公告する。

昭和62年 4 月 9 日

茨城県鉾田土地改良事務所長 黒 澤 重 雄

公 告

●基本測量の終了

測量法（昭和24年法律第188号）第4条の規定に基づく基本測量を、次のとおり終了した旨通知があつたので、同法第14条第3項の規定により公示する。

昭和62年 4 月 9 日

茨城県知事職務代理者

茨城県副知事 竹 内 精 一

- 1 測 量 機 関 建設省国土地理院
- 2 作 業 種 類 基本測量（ $\frac{1}{25,000}$ 地形図作成作業）
- 3 作 業 終 了 日 昭和62年 3 月 9 日
- 4 作 業 地 域

水戸市，笠間市，東茨城郡常澄村，茨城町，美野里町，内原町，西茨城郡友部町，岩間町，岩瀬町，鹿島郡旭村，鉾田町，新治郡八郷町，真壁郡真壁町，大和村，協和町

-
- 1 測 量 機 関 建設省国土地理院
 - 2 作 業 種 類 基本測量（精密測地網一次基準点測量）
 - 3 作 業 終 了 日 昭和62年 3 月15日
 - 4 作 業 地 域

日立市，結城市，高萩市，北茨城市，笠間市，取手市，牛久市，久慈郡里美村，大子町，多賀郡十王町，稲敷郡阿見町，新治郡八郷町，筑波郡谷田部町，伊奈町，筑波町，真壁郡関城町，真壁町，猿島郡総和町，猿島町

-
- 1 測 量 機 関 建設省国土地理院
 - 2 作 業 種 類 基本測量（精密水準測量）
 - 3 作 業 終 了 日 昭和62年 3 月20日
 - 4 作 業 地 域 古河市，猿島郡総和町，五霞村，境町

-
- 1 測 量 機 関 建設省国土地理院
 - 2 作 業 種 類 基本測量（基準点測量）
 - 3 作 業 終 了 日 昭和62年 3 月20日
 - 4 作 業 地 域

水戸市，日立市，石岡市，水海道市，笠間市，東茨城郡内原町，美野里町，西茨城郡岩間町，七会村，岩瀬町，鹿島郡鉾田町，稲敷郡東村，新利根村，真壁郡大和村，結城郡八千代町，石下町

●道路位置の指定

建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第5号に規定する道路の位置を次のとおり指定した。

昭和62年4月9日

茨城県知事職務代理者

茨城県副知事 竹 内 精 一

指定番号	指 定 年 月 日	申 請 者		道 路 の 位 置	道路幅員及び延長	
		氏 名	住 所		幅 員	延 長
潮土木指令 第178号	62. 3. 31	(株) 大正恒産 代表取締役 出頭 正明	鹿島郡銚田町畑 田1213—103	鹿島郡大野村大字青塚 字砂1045—3	メートル 4.20	メートル 28.10
下土木指令 第139号	62. 3. 27	和泉田 勲	結城市大字結城 12087—15	結城市大字結城字柳下 12087—19	4.20	15.30
石土木指令 第154号	62. 3. 28	有限会社 カネミズ商事 代表取締役 水野 昇	結城郡石下町大 字向石下829—52	結城郡石下町大字向石 下字袋内829番58	4.20	68.75

毎週月・木曜日発行 (緊急事項は号外発行) (定価送料とも1月)
(休日の場合は繰下発行) (金 2, 0 0 0 円)

発 行 茨 城 県

購読申込先 〒310 茨城県水戸市三の丸1丁目5番38号

茨 城 県 総 務 部 総 務 課

電話番号 0292 (代) 8 1 1 1 (代)